

令和4年5月20日

関係団体の皆様

5月20日付周知文書「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（一部改正）」（基安化発0518第1号）についての補足説明

厚生労働省化学物質対策課

先般お送りさせて頂いた標記通達に関して、何人の方からお問い合わせを頂きましたのでご連絡させて頂きました。

1. 今回の改正の内容、経緯について

これまでの数度の通達発出後も、引き続き関係皆様からのお問い合わせがあり、関心も高いことから、従前の通達と内容はかわりませんが、この度、より現場で参照しやすいよう通達の内容をマニュアル形式に整え直すことといたしました。

具体的には、塗膜の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止については、これまで以下の2つの通達により示しているところですが、2つの通知で示される内容を参照しやすいよう、今回の改正では①に含まれている健康障害防止対策の内容を②に盛り込み、留意事項を作業毎に参照しやすいよう、湿式作業、乾式作業に分けて示す形とするとともに、法令で義務づけられている事項とそれ以外の事項を区別できるように記載しております

①「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」（平成26年5月30日付け基安労発0530第1号、基安化発0530第1号）

②「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」（令和2年8月17日付け基安化発0817第1号）

以上、ご理解いただきますと幸いです。

2. 通達本文中に記載されている同封のパンフレットについて

通達本文中にパンフレットを同封するとされておりますが、こちらについては、従前の通達に添付されていた別添パンフレットとなります。

改めてお送りいたしますので、ご負担のない範囲で周知等に御協力ください。

以 上

剥離剤による中毒が多発しています！

～ ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を ～

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、**意識不明、視覚障害等となる事案が多発**しています。

法令で規制されていない物質でも、**人体に有害なもの（中枢神経への毒性だけでなく、発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど）**もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

① ラベル・SDSの入手・確認

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認※
※特に危険有害情報、取扱いおよび保管上の注意、ばく露防止および保護措置を確認
- SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- SDSを入手できない製品の使用は避ける

② SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施

- SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
 - SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして適切な呼吸用保護具、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣などを使用
- 注意** 防毒マスクを使用しているも、**吸収缶が破過して中毒となっている事案が発生**しています！
- 作業場所をビニルシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

剥離剤に含まれる主な物質の有害性とばく露防止対策

（注）他にも様々な有害物が含まれているので、以下の物質を含まない場合も対策は必要です

ベンジルアルコール ※リスクアセスメント対象物質

ジクロロメタン ※特定化学物質

有害性

- ・中枢神経系、腎臓に障害
- ・強い眼刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・飲み込むまたは皮膚に接触すると有害

- ・発がんのおそれ
- ・中枢神経系、呼吸器、肝臓、生殖器に障害
- ・強い眼刺激、皮膚刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・吸入すると有害

主な対策

- ・剥離剤の吹き付け等では**送気マスク**を使用
- ・かき落とし作業では**送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスク**を使用（吸収缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

- ・剥離剤の吹き付け等では**送気マスク又は防毒マスク**を使用（吸収缶の破過に注意）
- ・かき落とし作業では**送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスク**を使用（吸収缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

